

公安の維持と 災害対策

第1節 国際テロ情勢と対策

第2節 外事情勢と諸対策

第3節 公安情勢と諸対策

第4節 災害等への対処と警備実施

第6章

CHAPTER 6



1 国際テロ情勢

(1) イスラム過激派

① ISIL^(注1)及びAQ^(注2)の動向

ISILは、平成26年（2014年）にカリフ制国家の樹立を宣言した後、その過激思想に影響を受けた多くのイスラム教徒を世界中から引き付け、一時はイラク及びシリアにおいて広大な地域を支配していたものの、諸外国の支援を受けたイラク軍、シリア軍等の攻撃により、現在は両国における支配地域を失ったとされている。

しかし、ISILの残存勢力は、依然として攻撃を行う能力を有しているとみられ、令和元年（2019年）9月には、指導者アブー・バクル・アル・バグダーディの声明が発出され、攻撃や情報発信を含むあらゆる活動を強化するよう改めて支持者に呼び掛けた。同年10月27日には、米国の作戦により、バグダーディが死亡したと発表されたが、同月31日に、ISILは新指導者を発表した。

ISILは、従前より、「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行し、その実行の際に爆発物や銃器が入手できない場合には刃物、車両等を用いるよう呼び掛けている。令和元年（2019年）中も、ISIL等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生した。

イラク及びシリアにおけるISILの支配地域が失われたことにより、両国における戦闘員及びその家族の一部は同地を離れているとされる。平成27年（2015年）11月のフランス・パリにおける同時多発テロ事件の実行犯や、平成28年（2016年）3月のベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件の実行犯については、シリアへの渡航歴があるとされており、今後も、外国人戦闘員^(注3)が、母国又は第三国に渡航してテロを行うことなどが懸念される。

AQ及びその関連組織について、AQ結成時の指導者オサマ・ビンラディンの子とされるハムザ・ビンラディンは、インターネットを通じて、世界中のイスラム教徒に向けてテロの実行を呼び掛けていたところ、米国の作戦により死亡したとされるものの、現指導者のアイマン・アル・ザワヒリが、反米・反イスラエルの思想を繰り返し主張している。また、中東、アフリカ、南西アジア等において活動するAQ関連組織が、政府機関等を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなど、AQ及びその関連組織の脅威は継続している。

これらの事情に鑑みれば、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にあるといえる。



アブー・バクル・アル・バグダーディ（AFP=時事）

図表6-1 令和元年(2019年)中に発生した主なテロ事件

発生日	事件
1月15日	ケニア・ナイロビにおける襲撃テロ事件
1月27日	フィリピン・ホロ島における自爆テロ事件
4月12日	パキスタン・クエッタにおける自爆テロ事件
4月21日	スリランカにおける連続爆破テロ事件
7月12日	ソマリア・キスマヨにおける襲撃テロ事件
8月17日	アフガニスタン・カブールにおける自爆テロ事件
11月29日	英国・ロンドンにおける刃物使用襲撃テロ事件
12月28日	ソマリア・モガディシュ郊外における自爆テロ事件

注1：Islamic State of Iraq and the Levantの頭字語。いわゆる「イスラム国」

2：Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

3：テロ行為を準備・計画・実行することやそのための訓練を受けることなどを目的として、居住国又は国籍国以外の国や地域に渡航する者

② 我が国を標的とする国際テロの脅威

平成25年（2013年）1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件等、邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの標的となる事案等が現実には発生していることから、今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

ISILは、オンライン機関誌「ダービク」等において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししている。

AQについても、平成24年（2012年）5月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料により、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかになった。また、米国で拘束中のAQ幹部の供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に同人が関与したことも明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものといえる。

また、過去にはICPO国際手配被疑者の不法入国事件も発生しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。

（2）日本赤軍と「よど号」グループ

① 日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子^{注1}が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに、過去に引き起こした数々のテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

② 「よど号」グループ

昭和45年（1970年）3月、共産主義者同盟赤軍派の故田宮高麿ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入国した。現在、北朝鮮には、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人がとどまっているとみられており^{注2}、このうち3人については、日本人を拉致した容疑で逮捕状の発付を得ている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



スリランカにおける連続爆破テロ事件（NurPhoto）



国際手配中の日本赤軍



国際手配中の「よど号」グループ

注1：平成12年11月に潜伏先の大阪府内で逮捕され、平成22年8月、懲役20年の刑が確定した。

注2：ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

(3) 北朝鮮

① 北朝鮮による拉致容疑事案等

ア 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、令和元年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案^(注)について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁に設置されている特別指導班が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

図表6-2 日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

	発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和52年9月	石川県鳳至郡 (現 鳳珠郡)	久米裕さん（52）	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん（29）	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん（13）	少女拉致容疑事案
4	昭和53年6月ころ	兵庫県神戸市	田中実さん（28）	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年6月ころ	不明	田口八重子さん（22）	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん（23） 地村（旧姓：濱本）富貴恵さん（23）	アベック拉致容疑事案（福井） ^(注1)
7	昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん（20） 蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）	アベック拉致容疑事案（新潟） ^(注2)
8	昭和53年8月	鹿児島県日置郡 (現 日置市)	市川修一さん（23） 増元のみ子さん（24）	アベック拉致容疑事案（鹿児島）
9	昭和53年8月	新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	曾我ひとみさん（19） 曾我ミヨシさん（46）	母娘拉致容疑事案 ^(注3)
10	昭和55年5月ころ	欧州	石岡亨さん（22） 松木薫さん（26）	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原教晃さん（43）	シンブランス 辛光洙事件
12	昭和58年7月ころ	欧州	有本恵子さん（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：濱本）富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん、曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

図表6-3 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん（7） 高剛さん（3）	姉弟拉致容疑事案

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和2年5月末現在、878人である。

図表6-4 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案 (事件) 名	姉弟拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案 (福井)	アベック拉致容疑事案（新潟）		
被 疑 者	通称 ヘ 洪寿恵こと木下陽子	金世鎬	辛光洙	通称 チェ・スン Chol	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン
						
国際手配 年月	平成19年4月	平成15年1月	平成18年3月	平成18年3月	平成19年2月	平成19年2月

事案 (事件) 名	母娘拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		辛光洙事件		欧州における日本人 女性拉致容疑事案
被 疑 者	通称 キム・ミョンスク	森順子	若林(旧姓：黒田)佐喜子	辛光洙	金吉旭	魚本(旧姓：安部)公博
						
国際手配 年月	平成18年11月	平成19年7月	平成19年7月	平成18年4月	平成18年4月	平成14年10月

イ 拉致容疑事案等をめぐる動向

日本政府は、拉致問題の解決は最重要課題であり、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるとして、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。令和元年（2019年）8月、フランス・ビアリッツで開催されたG7ビアリッツ・サミットにおいては、安倍首相が北朝鮮に関する議論をリードし、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を呼び掛け、各国首脳の賛同を得た。

ウ 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

日本政府は、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいるところであり、警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

② 北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙^じしており、これまで、韓国に対するテロ活動の一環として、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしている。例えば、昭和62年（1987年）に大韓航空機爆破事件が発生したが、同事件は、日本人を装った工作員により実行されたものであった。

2 国際テロ対策

我が国に対するテロの脅威が継続している中、平成27年2月、改めて我が国に対するテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に取り組むための諸対策を検討・推進することを任務とする警察庁国際テロ対策推進本部を設置した。その後、警察庁では同推進本部を中心に諸対策の検討を行い、同年6月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までのおおむね5年程度を目途として推進していくべき施策を、「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表した。

警察では、同要綱等に基づき、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を強力に推進している。

(1) テロの未然防止のための具体策

① 官民一体となったテロ対策の推進

テロを未然に防止するためには、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携してテロ対策を推進することが望まれる。このため、警察では、テロ対策に関する様々な官民連携の枠組みに参画している。

例えば、東京都では、平成20年、「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」を発足させた。同会議には、警視庁、東京都等の関係機関に加え、電力、ガス、情報通信、鉄道等の重要インフラに関わる事業者や、大規模集客施設を営む事業者等が加入し、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等が諸外国においてテロの標的とされる中、「テロを許さない社会づくり」というスローガンの下、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等が行われている。

また、不特定多数の者が集まる各種イベントや施設等において、制服を着用した警察官による巡回の実施やパトカーの活用等による「見せる警戒」を実施するとともに、大型商業施設において施設管理者と連携し、テロの未然防止に向けた合同訓練を実施するなど、各種管理者対策を推進し、テロへの警戒を強化している。

さらに、テロリストが武器を入手できないようにするための取組も官民の連携により推進されている。警察では、銃砲刀剣類や火薬類を取り扱う個人や事業者に対し、銃刀法や火薬類取締法に基づく規制や指導を行っているほか、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、関係省庁と協力して、販売時の本人確認を徹底するよう指導したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしている。

このほか、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業等の事業を営む者に対しても、顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っている。



テロ対策東京パートナーシップ



公共交通機関における警戒



警察と薬局従業員とのロールプレイング型訓練

② 核物質、特定病原体等の防護対策の強化

NBCテロ^(注1)の発生を未然に防止するため、警察では、核物質や特定病原体等を取り扱う事業所等に警察職員が定期的に立入検査を行うなどして、事業者の講じる防護措置や盗難防止措置が適正なものとなるよう指導している。

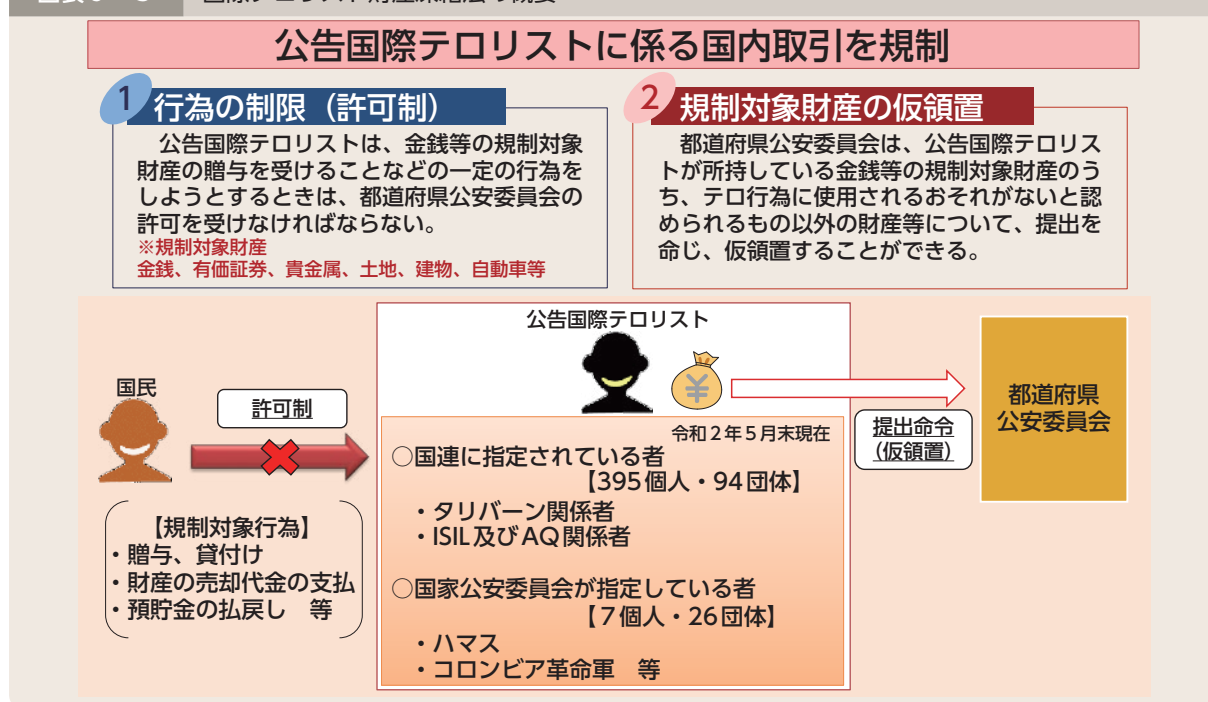
③ 国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、我が国一国のみの努力では限界があり、世界各国との連携・協力が必要不可欠であることから、警察庁では、諸対策に関する国際会議等に積極的に参加している。令和元年7月には、アフリカ諸国から治安情報機関幹部を招へいして東京で地域テロ対策協議を開催し、協力関係を強化した。

④ テロ資金対策

大規模なテロの実行やテロ組織の維持・運営には、そのための資金が必要であることから、テロを未然に防止するためには、テロリストの資金源を絶つことが重要である。我が国では、テロ資金提供処罰法^(注2)に基づき、テロリストに対するテロ資金の提供等を規制しており、また、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を特定事業者に対し求めている。さらに、外為法^(注3)及び国際テロリスト財産凍結法^(注4)に基づき、令和2年5月末現在、402個人、120団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置をとるべき者として公告している。

図表6-5 国際テロリスト財産凍結法の概要



⑤ 小型無人機対策

警察では、小型無人機等飛行禁止法^(注5)等を適切に運用するなど、小型無人機を使用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施することにより不審者の発見に努めたり、操縦者が利用するおそれのあるビルの屋上や敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。また、上空に対する警戒を行い、飛行している小型無人機の早期発見に努めるほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、資機材を有効に活用するなどして、その危害を防止することとしている。

注1：N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの総称

2：公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律

3：外国為替及び外国貿易法

4：国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

5：重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

(2) テロ対処体制の強化

① テロ対処部隊

ア 特殊部隊 (SAT)^(注)

特殊部隊 (SAT) は、北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄の8都道府県警察に設置されている。全国で約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件、銃器等の武器を使用した事件等に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。

イ 銃器対策部隊

銃器対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約2,100人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾等が配備されており、銃器等を使用した事案への対処を主たる任務とし、重大事案が発生した場合に、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることとなる。

ウ NBCテロ対応専門部隊等

NBCテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の9都道府県警察の機動隊等に設置されており、全国で約200人の体制で、NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等の高度な装備資機材が配備されている。また、その他の府県警察の機動隊等には、全国で約400人の体制で、NBCテロ対策部隊が設置されている。これらの部隊は、NBCテロが発生した場合に迅速に出動して、関係機関と連携を図りながら、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たることが任務としている。

エ 爆発物対応専門部隊等

爆発物対応専門部隊又は爆発物対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約1,000人の体制で、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾、遠隔操作式爆発物処理用具等が配備されており、爆発物使用事案が発生した場合に、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全することを任務としている。

② スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、またハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。



SATの訓練



銃器対策部隊の訓練



NBCテロ対策部隊の訓練



爆発物対応専門部隊の訓練

注：Special Assault Teamの略

③ 職員の現地派遣

警察では、邦人や我が国の関連施設等の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

④ 自衛隊等との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行うほか、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、自衛隊との共同訓練を実施しており、令和元年中は、実動訓練を34回、図上訓練を5回実施した。また、内閣官房や都道府県が主催する国民保護法^(注)に基づく関係機関との共同訓練に参加し、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図った。



自衛隊との共同実動訓練



国民保護共同実動訓練

(3) 原子力関連施設におけるテロ対策

① テロ関連情報の収集・分析等

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、各国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁等との連携による水際対策、不審な人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施している。

② 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっている。

③ 関係機関等との連携

警察では、平成23年11月に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」を踏まえ、海上保安庁との合同訓練を定期的に行っているほか、一般の警察力だけでは対応することができないと認められる事案が発生した場合を想定し、平成24年以降、原子力発電所の敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練を実施している。

④ 警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるよう努めている。



原子力関連施設の警戒

注：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

1 対日有害活動の動向と対策

北朝鮮、中国及びロシアは、様々な形で対日有害活動を行っており、警察では、平素からその動向を注視し、情報収集・分析等を行っている。

(1) 北朝鮮の動向

① 核・ミサイル開発をめぐる動向と対外情勢

北朝鮮は、平成31年（2019年）4月及び同年8月に最高人民会議を開催し、2度にわたって憲法改正を行った。これらの改正では、國務委員会委員長について、「国家を代表する朝鮮民主主義人民共和国の最高領導者」と明記したほか、「國務委員会委員長は全朝鮮人民の総意によって最高人民会議で選挙する」と規定するなど、國務委員会委員長の権限を強化し、金正恩委員長^(注)の権威をより一層高めた。

外交面では、金正恩委員長が、同年2月、ベトナム・ハノイで、トランプ・米国大統領と2回目の米朝首脳会談を行ったものの、同会談で合意には至らず、事実上の決裂に終わった。その後、同年6月の板門店で両首脳の面会を経て、同年10月にはスウェーデン・ストックホルムで実務協議を開催したものの、北朝鮮が「決裂」と発表するなど、依然として米朝間の立場は隔たりが大きい。

米朝協議が膠着状態にある中、北朝鮮は、中国、ロシア等との積極的な外交を展開し、金正恩委員長が同年4月にロシア・ウラジオストクでプーチン大統領と首脳会談を行ったほか、同年6月には、中国の習近平総書記^{しゅうきんぺい}を国賓として北朝鮮に招いて首脳会談を行った。

一方、北朝鮮は、同年5月から同年11月にかけて、新たに開発したとみられる弾道ミサイル等の発射を13回にわたって行った。これらに関して北朝鮮は、「通常兵器の開発措置」などと正当化する一方、「米国と南朝鮮当局が繰り広げた合同軍事演習に適切な警告を送る機会になる」と、米韓両国を非難した。また、同年10月2日に発射された潜水艦発射弾道ミサイルは、島根県隠岐諸島島後沖の我が国の排他的経済水域内に落下したとみられるが、北朝鮮は、「周辺国家（複数）の安全にささいな否定的影響も与えなかった」などと主張した。北朝鮮は、こうした弾道ミサイル等の発射を重ねることによって、弾道ミサイル関連技術や運用能力の向上を図っていると考えられる。



板門店で行われた米朝首脳による面会（朝鮮通信＝時事）



5月に発射された短距離弾道ミサイル（朝鮮通信＝時事）

注：金正恩國務委員会委員長兼朝鮮労働党委員長

② 我が国における諸工作

北朝鮮は、我が国においても、潜伏する工作員等を通じて活発に各種情報収集活動を行っていると思われる。

朝鮮総聯^{（注1）}の許宗萬^{ホ ジョンマン}議長は、令和元年（2019年）6月に行われた総聯中央委員会第24期第2回会議において、朝鮮学校への高校授業料無償化制度の適用等をめぐる問題等について、取組の強化を指示した。今後も朝鮮総聯は、各種宣伝活動や要請行動を行うなど、我が国における親朝世論を形成するための活動等を行うものとみられる。

警察では、北朝鮮による我が国における諸工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしており、令和元年までに53件の北朝鮮関係の諜報事件を検挙している。

（2）中国の動向

① 中国国内の情勢等

令和元年（2019年）10月、天安門広場において、建国70周年記念祝賀式典と軍事パレードが行われた。同式典において習近平国家主席は、70年間にわたる中国共産党の指導の下における国家の発展を自賛するとともに、「いかなる勢力も我々の偉大な祖国の地位を揺るがすことはできない」と様々な問題で対立する米国をけん制した。また、過去最大規模となった軍事パレードでは、米国本土を射程に収める新型大陸間弾道ミサイル「東風（DF）41」を初公開するなどして、軍事力を誇示した。



軍事パレードに登場した東風（DF）41（新華社／共同通信イメージズ）

外交面では、依然として継続する米中貿易摩擦の影響を受け、米国との対立が続いている。米国は、中国に対し、「中国製造2025」^{（注2）}や中国政府による国有企業への産業補助金の見直し等を求めているものの、中国は「内政干渉に等しい要求」などと強く反発している。また、米国は、中国の通信機器等に関する規制を強めており、平成30年（2018年）に成立した国防権限法に基づき、令和元年（2019年）8月、米国政府機関に対し「華為技術（ファーウェイ）」等の中国企業5社から製品を調達することを禁止したほか、同年11月、一部の民間通信事業者にも中国企業2社からの調達を禁止する規制を決定し、令和2年（2020年）1月に発効した。

軍事面では、令和元年（2019年）7月、4年ぶりに「国防白書」が発表され、平成27年（2015年）から進める軍の組織改革を「強軍の歴史的歩みを踏み出した」などと評価するとともに、引き続き経済の発展に合わせて国防費を増加させ、今世紀半ばまでに「世界一流の軍隊」を建設する目標を掲げた。

このほか、平成31年（2019年）4月に香港の立法会が逃亡犯罪人条例等改正案の審議を開始して以降、民主活動家等が中国本土への引渡し対象になるおそれがあるとして、香港市民の間で同改正案に対する危機感が強まり、長期間にわたり大規模なデモが頻発している。同年9月、林鄭月娥行政長官が、同改正案の完全撤回を表明したものの、デモは継続しており、収束のめどは立っていない。

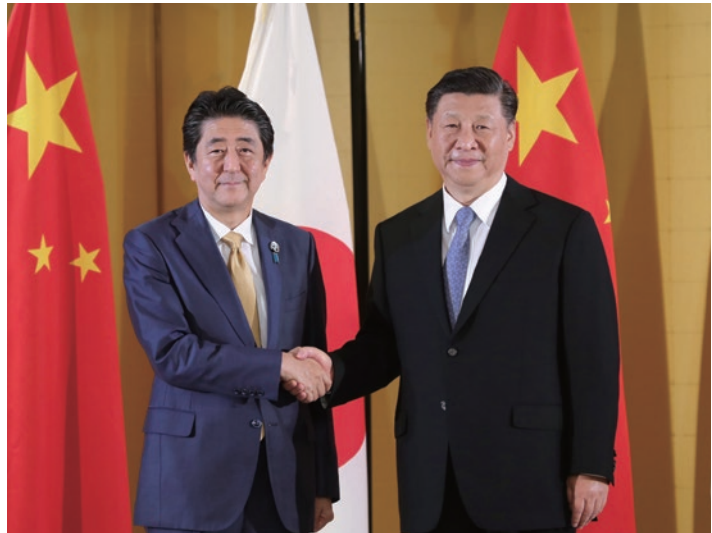
注1：正式名称を在日朝鮮人総聯合会という。

注2：平成27年（2015年）5月に中国政府が策定した、製造業の高度化を目指す10年間の行動計画。特に重要な産業として、情報通信技術（ICT）産業、ロボット、航空・宇宙用機器等の10分野を指定している。

② 我が国との関係をめぐる動向

安倍首相は、令和元年（2019年）6月、G20大阪サミットに出席するため国家主席就任後初めて訪日した習近平国家主席と日中首脳会談を行った。会談では、日中関係が正常な軌道に戻り、新たな発展を得つつあることを確認するとともに、長期的に安定した日中関係を構築することで一致した。

一方、平成24年（2012年）9月に日本政府が尖閣諸島の一部の島について所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海域で中国公船の出現が常態化するとともに、中国公船が我が国の領海に侵入する事案が度々発生している。警察では、関係機関と連携しつつ、情勢に応じて部隊を編成するなどして、不測の事態に備えている。



日中首脳会談の状況（Avalon/時事通信フォト）

③ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国において活発に情報収集活動を行っており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。警察では、我が国の国益が損なわれることがないように、平素からその動向を注視し、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

（3）ロシアの動向

令和元年（2019年）中、日露間の対話は継続しており、同年1月にはロシア・モスクワ、同年6月には大阪、同年9月にはロシア・ウラジオストクと相次いで日露首脳会談を行った。同月の会談では、平和条約の締結に向けた交渉について未来志向で作業することを再確認し、双方が受け入れられる解決策を見付けるための共同作業を進めていくことで一致した。

一方、同年8月にメドヴェージェフ首相（当時）が択捉島を訪問し、同年9月の日露首脳会談の直前に、プーチン大統領が、ロシア企業が色丹島に新設した大規模水産加工施設の稼働式にテレビ中継で参加するなど、我が国の立場と相容れない動向がみられた。

ロシア情報機関は、世界各地において依然として活発に活動しており、米国は、同年3月、いわゆる「ロシア疑惑」^{（注）}をめぐり捜査を終結したが、約1年10か月の捜査ではロシア軍参謀本部情報総局（GRU）の情報機関員ら合計34人が起訴された。

ロシア情報機関は、我が国においても活発に情報収集活動を行っている。警察では、ソ連崩壊以降、令和2年5月までに10件の違法行為を摘発しており、今後もロシアの違法な情報収集活動により我が国の国益が損なわれることのないよう、厳正な取締りを行うこととしている。

CASE

大手通信関連会社の元従業員の男（48）は、同社に在職中の平成31年2月及び3月、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）（52）から唆され、同社の営業秘密である機密情報等計3点を不正に領得した。令和2年5月までに両人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）等で検挙した（警視庁）。

注：平成28年（2016年）の米国大統領選挙に、ロシア政府やその関係者が、様々な手段を通じて介入したとされる疑惑

2 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等の取締り

(1) 大量破壊兵器関連物資等の不拡散についての国際的な取組

警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際社会における安全保障上の重大な脅威となっている情勢を踏まえ、PSI^(注)に平成15年（2003年）の発足当初から参画しており、令和元年7月には、韓国が主催した訓練「Eastern Endeavor 19」に職員を派遣するなど、国際的な取組にも積極的に参加している。

(2) 技術情報等の流出防止

我が国は、世界中で利用されている先端技術に関する情報や最先端の高性能製品を数多く有しており、これらの技術情報等の中には、使用方法によっては軍事用途に転用可能なものも含まれる。警察では、官民連携等による技術情報等の流出防止に向けた取組を積極的に行っているほか、令和元年12月までに、36件の大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙しており、その中には、軍用の化学兵器の製造や核・ミサイルの開発に用いられるおそれがある物質の不正輸出事件等も含まれている。これらの事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や摘発逃れを目的とした輸出名義人の偽装等の悪質・巧妙な手口が確認されており、警察では、国内外の関係機関との緊密な連携等を通じて、違法行為に対する取締りを更に徹底することとしている。

(3) 対北朝鮮措置に関係する違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際連合安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮措置（武器等の輸出入の禁止、人的往来の禁止等）のほか、我が国としての措置（北朝鮮籍船舶の入港禁止措置、北朝鮮との間の全ての品目の輸出入禁止等）を実施している。警察では、対北朝鮮措置の実効性を確保するため、対北朝鮮措置に関係する違法行為に対し、徹底した取締りを行っており、令和元年12月までに40件の事件を検挙している。

CASE

無職の少年（19）は、平成18年10月14日から北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入禁止措置がとられていたにもかかわらず、平成30年10月、経済産業大臣の承認を受けずに、北朝鮮を原産地とするビールを中国から輸入した。令和元年7月、同少年を外為法違反（無承認輸入）で検挙した（福岡、富山）。

CASE

元貿易会社経営者の男（61）は、平成21年6月18日から北朝鮮を仕向地とした全ての貨物の輸出禁止措置がとられていたにもかかわらず、平成29年1月、経済産業大臣の承認を受けずに、家具等を中国・香港及び大連を経由して北朝鮮に輸出した。令和元年8月、同男を外為法違反（無承認輸出）で検挙した（大阪、沖縄）。

注：Proliferation Security Initiative（拡散に対する安全保障構想）の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のことで、107か国（平成31年2月末現在）がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。

1 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、現在、「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動している。麻原彰晃こと松本智津夫が確立した教義は、依然として教団の基盤となっており、その中には、殺人さえも教団のいう救済活動として善行となる場合があるとする反社会的なものもある。教団は、こうした教義に基づいて、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等の数々の凶悪事件を引き起こし、多くの犠牲者を出した。

このため、平成12年（2000年）2月以降、教団に対し、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるなどとして、団体規制法^(注)に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分が行われており、平成30年1月には、6回目となる処分の期間更新決定（令和3年（2021年）1月末まで）がなされた。

また、警察では、一連の凶悪事件に対する捜査を徹底し、平成7年5月に松本を逮捕したほか、平成8年末までに400人以上を逮捕するとともに、17年に及ぶ捜査の末、平成24年には、逃亡を続けていた被疑者を相次いで逮捕したことにより、一連の凶悪事件の被疑者全員の検挙に至った。さらに、平成30年7月には、松本をはじめとする13人の死刑確定者全員の刑が執行された。

しかし、主流派は依然として、地下鉄サリン事件等の凶悪事件の首謀者であった松本を、死刑執行後も教祖として絶対的帰依の対象とし、反社会的な内容を含む教義に沿った活動を続けている。一方、上祐派は、かつて松本が上祐史浩（現「ひかりの輪」代表）に対し教団を維持するために別の宗教団体を作るよう指示したことや、新たな団体の設立については主に当時教団の幹部であった同人に任されていたことが判明しているにもかかわらず、外形上、松本の影響から脱した危険性のない団体であるかのように装い活動している。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、15都道府県に32か所の拠点施設を有しているが、拠点施設が所在する地域においては、教団の活動に対する不安感が強く、教団の進出に反対する地域住民が対策組織を結成している地域もある。警察では、教団施設周辺における警戒警備活動を行うとともに、教団の現状や警察の取組について、地域住民や地方公共団体に向けた広報活動を行うことにより、安心感の醸成を図っている。

また、教団は、一連の凶悪事件を知らない若い世代を主な対象として、教団名を隠した勧誘活動を行っている。警察では、こうした勧誘活動に伴う違法行為に対する積極的な取締りを実施しており、令和元年12月には、ヨーガ教室の運営に使用するための預金口座であるにもかかわらず、利用目的を偽って口座を開設し、預金通帳の交付を受けたとして、主流派在家信者ら2人を詐欺罪で逮捕した（京都）。警察では、巧妙な勧誘活動の手口について、各種機会を通じ、学校等に対して広報している。

図表6-6 オウム真理教の拠点施設等（令和元年末現在）



注：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

2 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指す極左暴力集団は、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁するとともに、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んでいる。

令和元年中、極左暴力集団は、天皇陛下の御即位に伴う儀式等のほか、トランプ・米国大統領の来日やG20大阪サミットへの抗議活動を行った。また、その暴力性・党派性を隠しながら、憲法改正への反対運動、反戦・反基地運動や反原発運動に取り組み、これらを通じて同調者や支持者の獲得を図った。



米国大統領の来日に対する抗議活動（5月、東京）

革マル派^(注1)は、同派創始者である故黒田寛一前議長の思想等を学ぶための「格好の入門書」と位置付ける書籍を刊行し、同書を活用した学習を機関紙で呼び掛けるなど、黒田前議長が提唱した理論の継承に引き続き取り組んだ。また、同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）は、定期大会において、引き続き、同派設立時の副議長であった故松嵯明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

中核派^(注2)は、昭和46年（1971年）に発生した警察官殺害事件（渋谷暴動事件）により殺人罪等で無期懲役が確定した同派活動家が令和元年5月に死亡したことを受け、「獄中44年、不屈・非転向」を貫いた同活動家の遺志の継承を訴えた。また、同年9月、平成27年以降の指導に誤りがあったとして、新たな執行部を選出したものの、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、引き続き労働運動や大衆運動に介入する中で勧誘活動に取り組んだ。このほか、平成31年4月の東京都杉並区議会議員選挙に女性活動家を擁立し、同活動家は、「若者と女性で社会を変えよう」などと訴えて初当選した。

革労協主流派^(注3)及び革労協反主流派^(注4)は、同年の年頭の機関紙において、非公然組織「革命軍」のアピール文をそれぞれ発し、武装闘争の飛躍や発展を主張した。

(2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」を未然に防止するための諸対策を推進しており、その過程で明らかになった違法行為は、厳正に取り締まっている。平成31年2月には、爆発物を製造及び使用した犯人をかくまった革労協反主流派非公然幹部活動家1人を爆発物取締罰則違反（犯人蔵匿）で逮捕するとともに、同派の非公然アジトを摘発した（警視庁、埼玉、神奈川）。また、同年5月には、ビラを配布する目的で京都大学の構内に無断で侵入した中核派活動家1人を建造物侵入罪で逮捕した（京都）。

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

注2：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

注3：正式名称を革命的労働者協会（社会党社青同解放派）という。

注4：正式名称を革命的労働者協会（解放派）という。

3 右翼等の動向と対策

(1) 右翼の動向と対策

右翼は、近年、領土問題、歴史認識問題等に関し、関係国や日本政府等を批判している。

令和元年中、韓国をめぐっては、同年2月の韓国国会議長による天皇陛下に関わる発言、竹島の不法占拠及び旧朝鮮半島出身労働者問題を捉えた抗議活動を行った。ロシアをめぐっては、メドヴェージェフ首相（当時）による択捉島訪問や日露首脳会談で北方領土問題の進展がみられなかったことを捉えた抗議活動を行った。中国をめぐっては、中国公船が尖閣諸島周辺領海に繰り返し侵入していることを捉え、北朝鮮をめぐっては、弾道ミサイル等が繰り返し発射されたことを捉え、それぞれ抗議活動を行った。

右翼が上記の街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、図表6-7のとおりである。



右翼の街頭宣伝活動（8月、東京）

図表6-7 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（令和元年）

	動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
政府関連	約690（約 980）	約1,370（約2,070）	約410（約 580）
韓国関連	約1,940（約1,730）	約4,150（約3,860）	約1,500（約1,350）
ロシア関連	約880（約 900）	約2,140（約2,310）	約790（約 860）
中国関連	約600（約 850）	約1,300（約1,910）	約440（約 600）
北朝鮮関連	約580（約1,110）	約1,190（約2,590）	約460（約 870）

注：数値は、延べ数

（ ）内は平成30年

CASE

右翼団体構成員の男（29）は、平成31年3月、韓国大使館に抗議する目的で、抗議文を同大使館の郵便受けに投函後、同郵便受けを殴打して損壊させたことから、同男を器物損壊罪で現行犯逮捕した（警視庁）。

警察では、右翼による悪質な違法行為に対し、様々な法令を適用した取締りを行っており、令和元年中、右翼運動に伴う事件^(注)の検挙件数は94件、検挙人員は112人であった。

右翼団体の中には、幹部の多くが暴力団員又は元暴力団員であるものや、暴力団が右翼団体を標榜しているものなど、反社会的勢力と密接な関係を有するものが数多くあり、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の違法行為を引き起こしているが、このような恐喝事件や詐欺事件等の検挙件数は89件、検挙人員は104人であった。



街頭宣伝活動に対する取締り状況（8月、滋賀）

注：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

また、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態に応じた取締りを行っており、令和元年中は、暴行罪等で20件20人を検挙した。

さらに、警察では、右翼及びその周辺者からの銃器摘発に努めた結果、令和元年中、拳銃3丁（前年同期：8丁）を押収した。

CASE ▶

右翼団体代表（54）らは、資金獲得目的で、交通事故による保険金収入を得たにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護法に基づく生活扶助等の名目で現金をだまし取った。また、同代表らは、交通事故に遭ったことを利用して、同代表が実質的に経営する会社から給与の支払を受けていないにもかかわらず、同事故により休業したため給与の支払を受けられなかった旨の虚偽の内容が記載された休業損害証明書等を保険会社に提出し、休業損害金をだまし取った。令和元年6月末までに、関係事件を含め、同代表ら4人を詐欺罪等で逮捕した（愛知）。

CASE ▶

右翼団体代表の男（44）は、平成31年2月、埼玉県内において、街頭宣伝車を停車して街頭宣伝活動を行っていた際、音量を下げるよう申し入れた男性の足等に同車前部を衝突させるなどの暴行を加えたことから、同年5月、同男を暴行罪で逮捕した（埼玉）。

（2）右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

令和元年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国におけるデモは約20件に及んだ。

また、右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力が、参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」であると批判するなどして、抗議行動を行った。

警察では、平成28年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、右派系市民グループとその活動に対して抗議する勢力とのトラブルに起因する違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進することとしている。



右派系市民グループのデモ（5月、東京）

CASE ▶

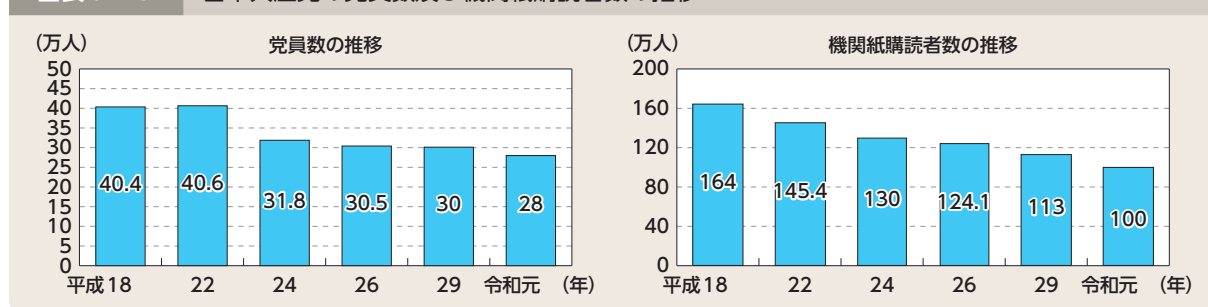
右派系市民グループ関係者の男（54）は、平成30年8月、神奈川県内において、演説会の開催に抗議していた男性の首を絞めるなどした。平成31年1月、同男を傷害罪で逮捕した（神奈川）。

4 日本共産党の動向

(1) 第28回党大会成功を目指す党勢拡大大運動

日本共産党は、党員と機関紙購読者の数が減少傾向にあり、近年、党勢拡大に力を入れている。同党は、令和元年9月、党員数が約28万人、機関紙購読者数が100万人を割り込んだと公表した上で、「第28回党大会^(注1)成功をめざす党勢拡大大運動」を提起し、令和2年1月末までに、平成29年の前回大会時（党員数約30万人、機関紙購読者数約113万人）を上回ることを目標に、党勢拡大に取り組むこととした。

図表6-8 日本共産党の党員数及び機関紙購読者数の推移



(2) 第25回参議院議員通常選挙での野党共闘

日本共産党は、国政選挙の選挙協力を中心とした野党共闘を推進し、野党連合政権の樹立を目指している。令和元年7月の第25回参議院議員通常選挙では、1人区での野党統一候補擁立の実現と、同選挙区での勝利を目標として掲げ、平成27年以降の過去2回の国政選挙^(注2)と同様に、野党統一候補の擁立を優先し、自党の候補者を取り下げるなどした。

その結果、選挙区における野党統一候補は32の1人区全てに擁立されたが、獲得議席は10議席にとどまり、平成28年の第24回参議院議員通常選挙で獲得した11議席を下回った^(注3)。

日本共産党は、今回の選挙を通じた野党共闘について、「相互に支援しあう共闘に前進した」などと評価した。

(3) 関係団体との連携

日本共産党は、将来の担い手である若者の獲得のため、原則として15歳から30歳までの者で構成される日本民主青年同盟（以下「民青」という。）の組織拡大を「共同の事業」と位置付け、民青に対する援助を強めている。民青は、令和元年11月、第43回全国大会を開催し、平成30年11月の前回大会以降、1,078人の同盟員を獲得したと公表した。この大会では、同党の志位和夫委員長が講演し、「一部改定案を含む日本共産党綱領を、学び、大いに語り、日本のたたかいを世界的視野にたって前進させる糧にしていきたい」と呼び掛けた。

他方、日本共産党は、労働者への影響力の拡大に向け、同党の指導・援助により結成された全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）との連携を図っている。平成31年1月、同党の小池書記局長は、全労連の年始行事である新春旗開きに出席し、「昨年、皆様の団結した力によって安倍改憲を提案させることは阻止しました」、「今年は一緒に、これを諦めさせる年にしていきましょう」などと訴え、憲法改正をめぐる問題における全労連との連携を強調した。また、全労連においても、同年7月の第58回評議員会において、平成30年の第29回定期大会で打ち出した憲法第9条の改正阻止の取組を強化するとの方針の継続を決定した。

注1：日本共産党第28回大会は、令和2年1月14日から同月18日までの5日間開催され、同大会において、日本共産党綱領が一部改定された。

2：第24回参議院議員通常選挙（平成28年7月10日施行）及び第48回衆議院議員総選挙（平成29年10月22日施行）

3：日本共産党は、第25回参議院議員通常選挙において、選挙区16人（無所属での立候補者2人を含む。）、比例代表26人の候補を擁立し、改選前比1議席減の7議席の獲得にとどまった。

5 大衆運動への警察の対応

警察は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講じるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講じることとしている。

(1) 近年の大衆運動

近年の大衆運動では、平成23年の福島第一原子力発電所事故を契機に、反原発運動が幅広い年齢層の多数の市民が参加する運動へと発展し、また、平成27年には、平和安全法制等に反対する運動に諸団体が連携して取り組む抗議行動が行われるようになった。

こうした中で、国会議事堂周辺等において、毎週金曜日には、反原発を訴える抗議行動が、毎月19日には、諸団体が連携してその時々々の政治課題を捉えた抗議行動が、それぞれ継続して行われるようになった。

(2) 沖縄県内の反基地運動

沖縄県では、普天間飛行場の危険の除去と返還に向けて名護市辺野古への移設工事が進められているが、これに反対する諸団体等が、移設先であるキャンプ・シュワブや埋立用の資材を搬出する港の周辺等において、工事関係車両への立ち塞がり、道路での座込みといった危険な妨害活動を繰り返している。

警察では、令和元年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、警備に当たる警察官に暴行を加えた公務執行妨害罪等で8件、13人を検挙した。

(3) 反グローバリズム運動

近年、経済のグローバル化が貧富の差の拡大や環境破壊といった社会問題を発生させているなどとする考え方に基づき、国際会議や国際機関等に対して抗議行動を行う反グローバリズム運動が国際的に展開されている。

国内の反グローバリズムを掲げる勢力は、令和元年6月、G20大阪サミットの開催に抗議する集会やデモを行ったほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、集会の開催や関係者の海外派遣等を通じ、国内外の諸勢力との連携を図った。



G20大阪サミットに対する抗議行動（共同通信）

第4節

災害等への対処と警備実施

1 自然災害等への対処

(1) 自然災害の発生状況と警察活動

① 自然災害の発生状況^(注1)

令和元年（2019年）中は、地震、大雨、台風等により、死者・行方不明者141人、負傷者1,354人等の被害が発生した。平成27年（2015年）から令和元年にかけての自然災害による主な被害状況は、図表6-9のとおりである。

図表6-9 自然災害による主な被害状況の推移（平成27～令和元年）

	平成27	28	29	30	令和元
死者・行方不明者（人）	14	92	69	376	141
負傷者（人）	467	3,305	605	4,046	1,354
全壊又は半壊した住家（戸）	6,417	46,211	1,896	21,710	37,704
浸水した住家（戸）	17,091	11,359	20,317	34,937	39,700
損壊した道路（箇所）	1,123	2,763	4,373	7,629	7,779
崩れた山崖（箇所）	789	2,315	1,614	5,030	1,745

令和元年中は、29個の台風が発生し、うち5個が日本に上陸した。

② 山形県沖を震源とする地震^(注2)

令和元年6月18日午後10時22分、山形県沖を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、新潟県村上市で震度6強を観測した。この地震により交通障害等の被害が発生した。

新潟県警察及び山形県警察をはじめとする関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、交通対策等の活動を実施した。

③ 令和元年8月の前線に伴う大雨^(注3)

令和元年8月26日から同月29日にかけて、前線の影響により、九州北部地方を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生した。

特に、増水した河川に流されるなどして、死者4人等の被害が発生した。

佐賀県警察及び福岡県警察をはじめとする関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、交通対策等の活動を実施した。

④ 令和元年房総半島台風（台風第15号）^(注4)

令和元年9月7日から同月9日にかけて、令和元年房総半島台風の影響により、関東地方を中心とした各地で暴風を伴った大雨となった。この暴風等により、千葉県等において多数の電柱の倒壊や損傷等による長期間にわたる大規模な停電が発生した。

また、強風にあおられるなどして死者1人等の被害が発生した。

千葉県警察をはじめとする関係都県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、交通対策、被災地域の警戒警ら等の活動を実施した。



行方不明者の捜索活動（山形）



避難所における相談活動（千葉）

注1：数値は、いずれも令和2年4月末現在のもの

2：数値は、いずれも令和元年7月31日現在のもの

3：数値は、いずれも令和元年9月24日現在のもの

4：台風第15号は「令和元年房総半島台風」と名称が定められた（令和2年2月19日気象庁報道発表）。数値は、いずれも令和元年10月7日現在のもの

⑤ 令和元年東日本台風（台風第19号）^{（注1）}

令和元年10月10日から同月13日にかけて、令和元年東日本台風の影響により、関東地方、東北地方等の各地で暴風を伴った大雨となった。この大雨等により、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、浸水害、土砂災害等が発生した。

特に、大雨により生じた土砂崩れに巻き込まれるなどして、関東地方及び東北地方を中心に死者84人、行方不明者3人等の被害が発生した。

警察では、2管区34都道府県警察から広域緊急援助隊等の警察災害派遣隊延べ約4,400人及び17都道府県警察から警察用航空機（ヘリコプター）延べ119機を宮城県警察、福島県警察、長野県警察等に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、交通対策、被災地域の警戒警ら、情報通信対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動を実施した。

⑥ 低気圧等による大雨^{（注2）}

令和元年10月24日から同月26日にかけて、低気圧等の影響により、関東地方から東北地方の太平洋側を中心に各地で大雨となった。これにより、河川の氾濫、浸水害及び土砂災害等が発生した。

特に、大雨により生じた土砂崩れに巻き込まれるなどして、死者13人等の被害が発生した。

千葉県警察及び福島県警察をはじめとする関係都県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、交通対策等の活動を実施した。



ボートによる行方不明者の捜索活動（福島）

（2）大規模災害への備え

① 危機管理体制の構築

警察では、東日本大震災をはじめとした大規模災害における反省、教訓を踏まえ、災害に関する危機管理体制を構築するため、組織横断的な取組を行っている。

各都道府県警察においては、災害対処能力の向上や初動態勢の確立のための取組を計画的に進めているほか、南海トラフ地震、首都直下地震等の被害想定や局地的な豪雨による土砂災害等最近における災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じた災害対策を推進している。



広域緊急援助隊合同訓練（富山）

また、災害対処能力の向上を図るため、初動対処や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練等を実施しているほか、各種装備資機材の整備を進めている。

② 今後の災害対策の見直し

警察では、今後発生が懸念される南海トラフ地震及び首都直下地震はもとより、その他のいかなる大規模災害にも的確に対処できるよう、従前の取組内容を不断に見直し、平素の業務における災害に関する危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進するとともに、災害警備に資する先端技術を積極的に取り入れ、一層の災害対処能力の向上を目指していくこととしている。

注1：台風第19号は「令和元年東日本台風」と名称が定められた（令和2年2月19日気象庁報道発表）。数値は、いずれも令和2年4月10日現在のもの

2：数値は、いずれも令和元年11月6日現在のもの

2 警備実施

(1) 大規模行事における警備諸対策の推進

令和元年は、天皇陛下の御即位に伴う儀式等をはじめ、トランプ・米国大統領夫妻の来日、我が国で初の開催となる金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）、アジアで初の開催となるラグビーワールドカップ、38年ぶりとなるローマ教皇の来日等の大規模行事が相次いだ一年であった。警察では、地域住民、事業者等の理解と協力を得ながら、これらの行事の安全かつ円滑な進行の確保に向け、全国警察からの部隊派遣により所要の体制を確立して総合的な警備諸対策を推進した。



ローマ教皇来日に伴う警備警備

(2) 警衛・警護警備

① 警衛警備

警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止を図っている。

令和元年中は、天皇陛下の御即位に伴う儀式等に伴う一連の警衛警備を実施した。また、国内での主な行幸啓は図表6-10、主なお成りは図表6-11のとおりである。海外へは、同年6月に秋篠宮皇嗣同妃両殿下がポーランド及びフィンランドを御訪問になるなど、皇族方が合計10回御訪問になった。



第70回全国植樹祭に伴う警衛警備（6月、愛知）

図表6-10 主な行幸啓（平成31年・令和元年）

天皇皇后両陛下

3月	京都御所茶会御臨席及び神武天皇山陵に親謁の儀（京都、奈良）※現上皇上皇后両陛下
4月	神宮に親謁の儀（三重）※現上皇上皇后両陛下
6月	第70回全国植樹祭御臨場（愛知）
9月	第39回全国豊かな海づくり大会御臨席（秋田） 第34回国民文化祭・にいがた2019及び第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会御臨場（新潟） 第74回国民体育大会御臨場（茨城）
11月	即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀（三重） 即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵、孝明天皇山陵及び明治天皇山陵に親謁の儀並びに京都御所茶会お催し（奈良、京都）

図表6-11 主なお成り（令和元年）

秋篠宮皇嗣同妃両殿下

5月	第30回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席（鳥取） 令和元年度全国高等学校総合体育大会御臨席（鹿児島）
7月	第43回全国高等学校総合文化祭「2019さが総文」御臨席（佐賀）
9月	ラグビーワールドカップ2019日本大会開会式及び開幕戦御臨席（東京） 東日本大震災復興状況御視察及びラグビーワールドカップ2019日本大会釜石開催御臨席（岩手）
11月	ラグビーワールドカップ2019日本大会決勝戦及び閉会式御臨席（神奈川）
12月	第43回全国育樹祭御臨席（沖縄）

② 警護警備

警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備に向けた取組を推進し、要人の身の安全を確保している。

令和元年中の首相の主な海外訪問は図表6-12、主な外国要人の来日は図表6-13のとおりである。



G20大阪サミットに伴う警護警備（6月、大阪）

図表 6 - 12 首相の主な海外訪問 (平成31年・令和元年)	
1月	オランダ、英国、ロシア、スイス（ダボス会議）
4月	フランス、イタリア、スロバキア、ベルギー、米国、カナダ
6月	イラン
8月	フランス（G7）
9月	ロシア（東方経済フォーラム）、米国（国連総会）、ベルギー
11月	タイ（ASEAN）
12月	中国（日中韓首脳会談）

図表 6 - 13 主な外国要人の来日 (平成31年・令和元年)	
1月	タミーム・カタール国首長
2月	メルケル・ドイツ連邦共和国首相
5月	トランプ・米国大統領夫妻
6月	マクロン・フランス共和国大統領夫妻 G20大阪サミット
11月	フランシスコ・ローマ教皇
12月	ミルジョーエフ・ウズベキスタン共和国大統領夫妻

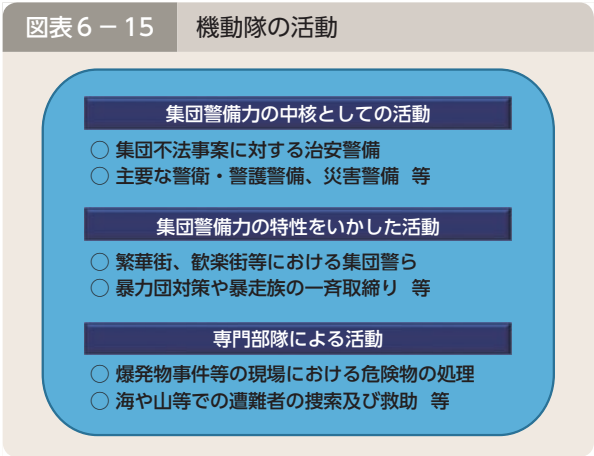
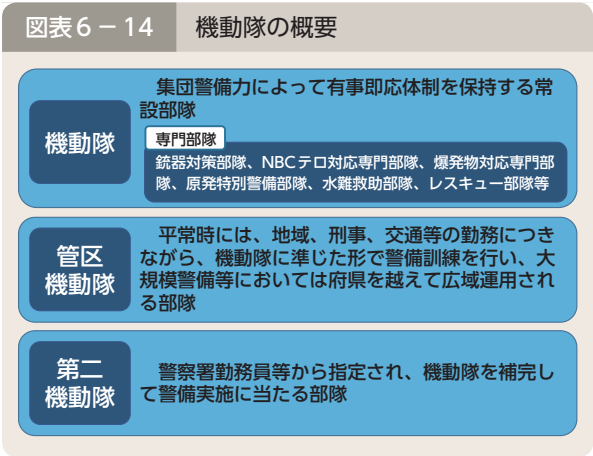
(3) 機動隊の活動

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されている。

また、専門的な知見・能力が求められる様々な事案に対応できるよう専門部隊が設置されており、その能力をいかし、各種活動に従事している。

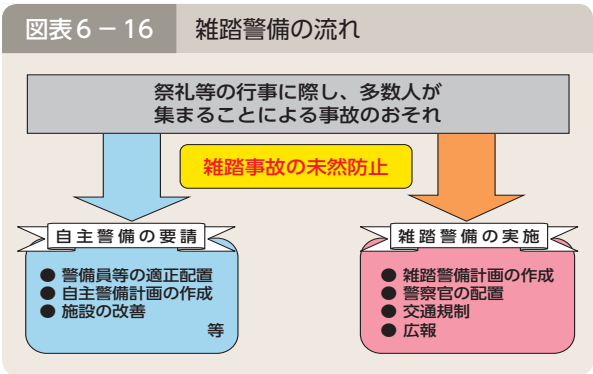


機動隊の訓練



(4) 雑踏警備

祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合には、雑踏事故の未然防止を図るため、警察ではあらかじめ行事の主催者や施設の管理者に対して必要な安全対策をとるよう要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立し雑踏警備を行っている。



ハロウィーンの際の渋谷駅前交差点における雑踏警備の状況（10月、東京）

警察活動の最前線



祝賀御列の儀側車儀衛に従事して

皇宮警察本部護衛部護衛第一課
さわの ゆうじ
 澤野 祐司

令和元年11月10日、立冬を過ぎた日とは思えないほど暖かい日差しの下、皇居宮殿の東庭にオーケストラの華やかな演奏が響く中、天皇陛下が広く国民に御即位を披露され、祝福を受けられる祝賀御列の儀が執り行われました。私は、歴史的な儀式に携わっていることへの緊張と高揚した気持ちを感じながら、サイドカーによる儀衛に従事しました。同儀式は29年ぶりに行われることから、前回の儀式を参考に、儀衛の編成はどうあるべきか、サイドカー6台を等間隔で走行させるにはどういった訓練が有効か、同僚と知恵を出し合いながら事前に訓練を繰り返しました。

また、本番1ヶ月前の10月6日に実施されたリハーサルの結果を踏まえ、宮内庁職員や警視庁警察官と走行位置等について何度も調整を行いました。

全行程約4.6キロメートル、約30分間の走行でしたが、当日は、沿道や上空への警戒をしつつも天皇皇后両陛下が乗車されたオープンカーに合わせた走行に注意し、終了後には、これまでの訓練や調整が実を結び、無事に任務を完遂できたことに大きな達成感を得ることができました。

沿道で日の丸の小旗を振りながら祝意を表す約12万の人々を目の当たりにし、皇室に向けられた敬愛の気持ちに胸を打たれるとともに、皇室の方々のお側で護衛に従事する皇宮護衛官の任務の重さを再認識しました。今後も誇りと使命感を胸に、自身の任務の完遂に向け努力を続けていきたいと思います。



警察官としての使命感を胸に

新潟県新潟東警察署地域課署長直轄隊
せきぐち みあき
 関口 美明

昨年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）^(注)に伴う災害において、私たち新潟県警察広域緊急援助隊警備部隊は、とりわけ甚大な被害に見舞われた福島県へ出動しました。

福島県に入ると、道路には土砂が流れ込み、道端には壊れて使えなくなったであろう電化製品が山積みになっており、道中、部隊のバスから見えた光景だけでもただ事ではないことが分かりました。

私はいわき市内の夏井川付近で、行方不明となった高齢女性を捜索する任務に就きましたが、河川付近は氾濫した水と生い茂った藪の影響で、私の前を進む隊員の姿すら目視できず、声を頼りに捜索を続ける状況にあり、捜索は困難を極めました。

捜索2日目、1日目と同じ藪の中を諦めず捜索するという小隊長の指揮により、私と分隊長は、声を出して他の隊員と連携を取りながら捜索を続けました。その結果、藪をかき分けて突き進んだ先で行方不明者を発見することができましたが、残念ながらその方は既に亡くなっていました。身元確認に来られた親族の方が、御遺体に向かって「ごめんね、ごめんね」と泣きながら謝っている姿を見て、胸が締め付けられる思いでした。

この先、部隊活動の現場で出会う人が少しでも悲しい思いをしなくて済むように、警察官としての使命感を胸に、これからも精進していきたいと思います。



注：185頁参照